

議案第3号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり提出します。

平成25年9月6日

鳥取県教育委員会教育長 横濱 純一

【県指定天然記念物の指定】

平成25年8月9日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づき、鳥取県指定天然記念物に指定する。

名称	所在地	指定基準
あがなみがわけいこく けつぐん 赤波川溪谷のおう穴群	鳥取市	3 地質鉱物 (9) 風化及び浸食に関する現象

＜文化財的価値＞

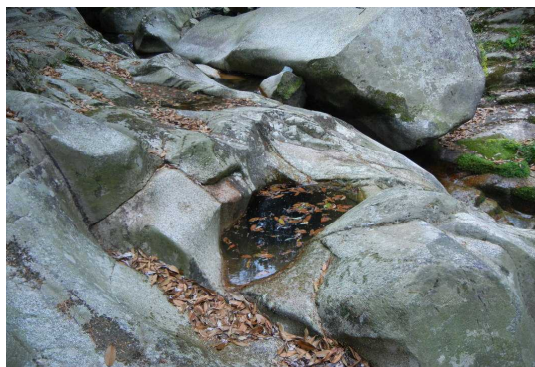
赤波川は用瀬町鷹狩で千代川に注ぐ流域15.3kmの小河川である。この中流部の河川勾配は変成岩分布域に比べて大きく、水流も急流となって花こう岩を強く浸食しており、この流域が赤波川溪谷と呼ばれている。

赤波川溪谷では、約1,200mの距離にわたって様々な花こう岩の浸食地形が見られる。節理に規制された屈曲流路や階段状河床、河床の花こう岩岩盤上に穿たれた浸食溝やおう穴などである。

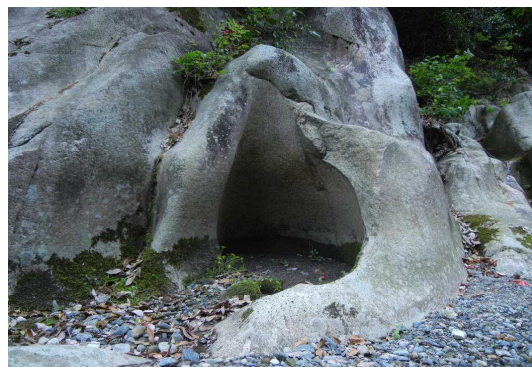
おう穴でもっとも典型的な形態は「甌穴型」で、水流とともに流れる礫が、岩盤の窪みや亀裂に引っ掛かり、そこでの回転運動による集中的研磨で穴をあけたものである。一般的には岩盤上の丸い穴として見られるが、いったん形成されたおう穴の縦半分が浸食されてしまうと、穴の縦断形が残される。「釜孔型」とされたものはこうしたおう穴の縦断形を見ることができ、徳利のように口がせまく内部はより広いというおう穴特有の形態が直接観察でき、あまり例がなく貴重な浸食地形といえる。

また、おう穴群の中には、現河床面より明らかに高い位置を占めるものがある。これらは、過去における河床面の高さを示している可能性があり、溪谷の形成過程を知るための鍵となり得るものと考えられる。

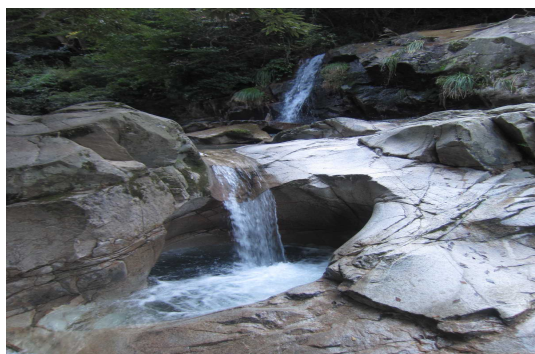
以上のように、赤波川溪谷のおう穴群は比較的短い距離の間に集中して形成されており、その形態も様々で、花こう岩の浸食状況や浸食過程を知るうえで貴重な自然である。自然体験や自然観察の対象として、さらには地形・地質に関する学術的研究対象としても、県指定の文化財（天然記念物）に相応しいものである。



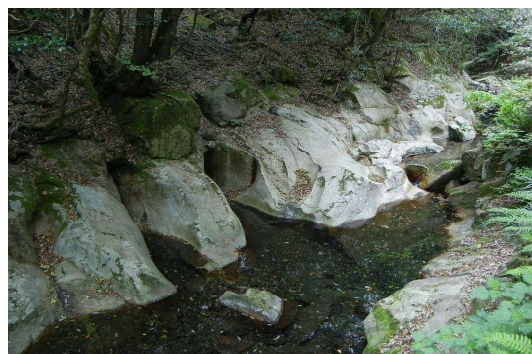
①甌穴型おう穴



②釜孔型おう穴



③滝壺型おう穴



④淵型おう穴

【県指定無形民俗文化財の指定】

平成25年8月9日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づき、鳥取県指定無形民俗文化財に指定する。

名 称	所在地	指定基準
あかまつ こうじんさい 赤松の荒神祭	大山町	1 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し、特に重要なもの (1)由来、内容等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

<文化財的価値>

赤松の荒神祭は、閏年の3月第1日曜（かつては閏年の2月2日）に、藁で作った大蛇を荒神に納する神事。起源は、承応3年（1654）、大干ばつに見舞われた赤松集落が氏神様のご神託を受けたところ、五穀豊穡と村の繁栄を祈って大蛇を奉納せよとのお告げがあったこととされる。

大蛇は全長約25メートルの巨大なもので、頭上には、集落内各戸の繁栄を祈願する御幣を戸数分立てる。当日は、大蛇を前に神事を執り行った後、住民総出で大蛇を担いで集落を練り歩き、氏神日吉神社境内の荒神の玉垣内に奉納する。また、大蛇の男根部分は閏年から閏年の間に入り婿した男性が、子孫繁栄と将来の幸福のために担ぐことになっている。

赤松の荒神祭は、県西部に広く分布する荒神祭の特徴をよく示すと共に、独自の重要な要素を備えていることから、貴重な無形民俗文化財であるといえる。

（赤松の荒神祭の特徴）

- 1 行事を実施する時期が、県西部で一般的な毎年の秋ではなく、閏年の2月であること。
- 2 行事の由来が明示され、大かんばつという水との関連を述べていること。県内の他地区において、このように行事の由来が明示されている例は管見の限りなく、荒神祭の始まった時期とその意味を考える上で興味深い点であること。
- 3 大蛇の大きさが県内随一であり、また頭に御幣を立てること。
- 4 閏年と閏年の間に婿入りした男性が、羽織袴を着して祈願祭に参列し、大蛇巡行では重要なシンボルを担ぐこと、行事終了後は各家を挨拶してまわるなど、入り婿が重要な役目を果たしていること。



①大蛇の作成



②完成した大蛇



③大蛇巡行



④大蛇奉納